

(意見書案第3号)

防災・減災対策等の充実強化を求める意見書

近年、地球規模の気候変動などにより、我が国を取り巻く環境は大きく変化してきており、台風や集中豪雨、局地的大雨、豪雪などの異常気象が多発しているほか、平成23年の東北地方太平洋沖地震や平成28年の熊本地震、平成30年には大阪府北部を震源とする地震と北海道胆振東部地震が立て続けに発生し、多くの被災者の方々が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされるなど、住民の安全・安心な生活が脅かされている。

国や地方自治体においても、頻発・激甚化する豪雨災害・地震災害から住民の生命と財産を守り社会経済被害を軽減するため、これまでも河川改修や道路防災対策といったハード対策を初め、住民の迅速な避難に資する防災情報の提供などのソフト対策を進めてきたところであるが、自主財源に乏しい脆弱な地方の財政基盤と、数十年に一度と言われるような大規模災害が毎年のように発生する状況下においては、防災上必要となる対策が十分に実施されていないのが現状である。

こうした大規模災害発生の蓋然性が高まる中において、国において災害から国民の生命・財産を守る防災・減災対策とともに、被災した住民の生活再建に対する支援などの復旧・復興対策の充実強化を図ることはまさに急務であり、早急に取り組む必要がある。

よって、国においては、国民の生命・財産の保全はもとより、住民の一刻も早い生活の安定や災害からの早期復興に向けた取り組みが進められるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 異常気象等に起因する災害発生状況を踏まえ、老朽施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して、特段の財政措置を講ずること。
- 2 自然災害の発生要因の監視・観測体制や研究体制を強化するための施策を推進すること。
- 3 被災者の早期の生活再建や復興が果たせるよう、大規模災害発生時には被災者生活再建支援金の支給対象を国の負担により半壊世帯まで拡大するなど、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
復興大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

} 宛